

第 10 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会 議事録（案）

日 時 平成 23 年 11 月 11 日（金）10:50～12:00
場 所 大津プリンスホテル 淡海 5・6

資 料

次第

前回（第 9 回）総会議事録《平成 23 年 4 月 28 日開催》
建築行政共用データベースシステム利用機関一覧
障害対応について
利用上の留意事項
企画改善部会検討結果 中間報告
支援システム運用基金の使途に係るアンケート集計結果報告
指定確認検査機関における新・申プロの普及促進について
電子化業務の受託実績
連絡協議会役員一覧、入会状況及び会則

出 席 者 連絡協議会会員

1. 開会

事務局様から、現在の会員団体総数 4 5 2 団体、定足数 2 2 6 団体に対して、出席団体数 1 0 3 団体、委任状提出が 1 8 7 団体、合計 2 9 0 団体となり本総会が有効に成立していることが報告された。

2. 事務局挨拶（I C B A 松野理事長）

建築行政共用データベースシステムは本稼働後 1 年半を経過し、その間、利用者の皆様方からの直接のご意見やご指導のほか、企画改善部会でのご検討等も踏まえ、システムの改善を進めてきた。また、I C B A による現地調査においてもさまざまなご協力をいただいている。

現在、台帳システムについては V 7 ほとんどの約 7 割が移行、それ以外のシステムの利用を含めると共用データベースは約 2 2 0 もの機関にご利用いただいている状況にあって、かなり安定的に稼働する状態となった。この場をお借りしてお礼申し上げます。

今後引き続き取り組まなければならない課題はまだ多く残っているが、一方で、普及活動にも重点を置く必要もある。共用データベースの特長である、データの一元化、機器の共同利用によるコスト削減等は、多くの方々が利用することによって、

初めて実現できる。

建築士法の関連業務においては、建築士・事務所登録閲覧システムの全都道府県及び指定登録機関での利用により、建築士の定期講習未受講者の捕捉等、データベース化の本来のメリットを出せる状態にある。

建築基準法の関連業務においては、通知・配信システムが特定行政庁の業務合理化に資するところ大であるが、指定確認検査機関との連携が十分に働かず、システムの利用効果が発揮されていないところが多い状況である。

この点については、国土交通省、都道府県及び特定行政庁のお力も賜りながら、ICBAとして最重点課題として取り組んでまいりたい。

3. 会長挨拶

本稼働から2年目も後半に入り、従前のシステムからの移行も進んでいる。また、各行政庁で進められている既存の概要書等の電子化により、共用データベースの活用策が広がるものと期待している。

企画改善部会では改善すべき事項の整理が進んでいるが、今後共用データベースをさらに普及させていくために、利用者より積極的な意見を賜りたい。

ICBAにおいても利用者の要望に適切に対応されたい。

4. 議 事

(1) 前回議事録の確認

説明は省略。気づきがあれば事務局までお知らせいただくこととする。

(2) 各サブシステムの運用状況について

各サブシステムの運用状況（利用状況、障害対応及び利用上の留意事項）について、事務局 鳥居より説明された。

(3) 企画改善部会検討結果 中間報告

企画改善部会検討結果 中間報告について、事務局 坂田より説明された。

【質疑・意見】

知事指定の財団法人にシステム導入をお願いしており、その職員向けに操作講習会も開催したが、システムにメリットが見出せないでいる。そこで、通知配信システムだけでも導入するようお願いしたところ、通知配信システムを利用して電子データを送るだけでなく紙の送付も求められるのであれば、指定機関にとっては二重の手間になるだけで、メリットは特定行政庁側だけでないかと指摘された。

そこで、特定行政庁側のシステムに指定機関から送付された EXCEL データ等を

登録できるようにすればよいと考えるが、そのような改修計画はあるか。(奈良県様)

通知配信システムを通さずにE X C E Lデータ等を取り込む機能の要望は他の行政庁からもいただいております、指定機関からE X C E Lデータを受け取っている特定行政庁は多いと考えている。これについては、改修の優先順位を上げなくてはならないかと考えているところである。(事務局)

(4) その他

建築確認支援システム運用基金の活用、指定確認検査機関からの新・申プロの普及促進及びI C B Aにおける電子化業務の受託について、事務局 坂田、左海より説明された。

(5) 閉会

次回総会は来年4月を予定している。別途ご案内する。

以上